



ローズ・オニール キュービー  
(オリジナルキャラクターグッズ)

# 「キューピー人形事件」東京高裁平成13年5月30日

## キューピー人形は独自の著作物

かわいらしい幼児の天使の立像」自体、その表現が多種多様であり得るのであって、そのような立像に新たな創作性が付与されたものであれば、**著作権法上の著作物**というべきである。

キューピーイラストが従来作品における子供、天使、キューピッド等の表現として不可避又は一般的な表現にとどまらず、むしろ、新たな空想上の存在を感得させる表現上の創作性を有する以上、これを立体的に表現した本件著作物もまた、その創作性を認めることができる。